

議案第 5 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び大田市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年大田市条例第 214 号）第 7 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 4 月 21 日提出

大田市長 楫野弘和

1 損害賠償の額

10,000,000 円

2 相手方

大田市立病院の元患者の法定相続人（配偶者及び子 3 人）全員

3 事案の概要

「肝細胞癌の見落とし」という医療過誤があり、それによって元患者は平成 25 年 4 月 12 日に死亡した。このことに伴い、賠償金を支払う。

(参考資料)

地方公営企業法（抜粋）

（地方自治法の適用除外）

第40条 略

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

大田市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

- 第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下略)